

契 約 書 (案)

愛知県道路公社（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、次の条項により複写サービスに関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービスを提供するに際し、乙が適切な操作方法を指導するとともに複写サービスの提供をすることにより、甲の事務処理の推進をはかることを目的とする。

（物件の型式及び業務場所・台数）

第2条 複写機の型式・仕様及び業務場所・台数については、以下のとおりとする。

型式・仕様 仕様書（別紙1）のとおりとする。

業務場所・台数 半田市彦洲町3-100 愛知県道路公社道路管制室 2台

（複写サービス料金）

第3条 甲が乙に支払う料金（以下「料金」という。）は、複写サービス一枚につきモノクロ 円、フルカラー 円とする。（単価には消費税及び地方消費税を含む）

- 2 機械の使用に際して、乙の責に帰する不良複写サービス及び乙が機械の点検、調整のために使用した複写サービス枚数は前項の複写サービス料金計算には算入しない。

（契約期間）

第4条 この契約期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（料金の請求）

第6条 乙は毎月末において甲の確認を受けて、複写サービス数量を算出し、料金を甲に対して請求する。ただし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

（料金の支払）

第7条 甲は前条により乙から適法な請求書の提出があったときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

- 2 前項の支払を遅延したときは、甲は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき 年3.0%の割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（保守）

第8条 乙または乙の指定する者は、機械を甲が常に正常な状態で使用出来るよう点検、調整を行わなければならない。機械が故障した場合は、甲の指示により乙または乙の指定する者は社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

（消耗品の補給）

第9条 乙は、常に良質な複写サービスの供給ができるよう用紙を除く複写サービスに必要な消耗品（ドラム、ディベロッパー、トナー、ドラムクリーナー、プラテングロス等）を円滑に供給しなければならない。

（複写機の所有権と管理）

第10条 複写機の所有権は乙に属し、甲はこれを善良なる管理のもとに使用しなければならない。

（損害賠償）

第11条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって、複写機に損害を与えた場合は、その損害賠償を甲

に請求することができる。

(業務場所の変更)

第12条 甲は、第2条の所定の業務場所を変更する場合は予め乙に通知するものとし、複写機の移動は乙が実施する。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部にもらしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(安全確保)

第14条 乙は、障害システムの外部接続に関し、不正アクセスに対する管理、機密保護等、システムの安全確保について義務を負う。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙が、この契約を解除しようとするときは、すみやかに文書をもってそれぞれ相手方に通知する。

2 甲は乙が、この契約条項に違反したときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

3 翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(契約解除による損害賠償)

第16条 前条第2項により契約を解除した場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第17条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し当事者と協議解決を図るものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

(機密の保持等)

第19条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約にかかる業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約の係る業務の遂行にあたって甲又は甲の関係者から提供された資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっては、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第20条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者はこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第21条 乙は、本契約にかかる業務遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接

続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い、必要な事務手続きを行わなければならない。

- 2 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。
- 3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。
ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。
- 4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について前項に定めるものの他、情報漏えいを防止するための必要な安全対策を講じなければならない。
- 5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第22条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第23条 乙が、甲から提供を受けた資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等について、甲の承認を得て再委託先の事業者提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(違反時の報告等)

第24条 乙は、この契約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第25条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査を行うことができる。

(情報漏えいの防止等)

第26条 甲は、本契約に係る乙の業務遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、情報漏えいを防止する上で必要な方策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

(料金改定)

第27条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により消耗品等代金を改定する必要がある場合、乙は料金改定日の1か月前までに書面にて料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。

(雑則)

第28条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区丸の内三丁目 1 9 番 3 0 号
愛知県道路公社
理 事 長

乙

仕 様 書

本仕様書は、愛知県道路公社（以下「公社」という。）において今回調達する複写サービスの単価契約に適用する。

なお、本書に示す複写機の仕様については、主要事項を示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、複写機が当然備えるべき事項については、含まれるものとする。

1 複写機の仕様

（1）共通仕様

令和 8 年度愛知県環境物品等調達方針のコピー機の判断基準を満たすコピー機であること。

（2）個別仕様

カラー複合機 別紙 2－1 のとおり

カラーコピー機（複合機可）別紙 2－2 のとおり

2 1 か月あたりの予定印刷枚数（カラー複合機とカラーコピー機の合計枚数）

モノクロ 5,000 枚

フルカラー 6,000 枚

上記の枚数は、現在の稼働実績等に基づくあくまで見込みの数値であり、契約期間中の実際の印刷枚数を保証するものではない。

3 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

4 業務場所

愛知県道路公社道路管制室（半田市彦洲町 3－100 2 階 エレベーターあり）

5 保守

（1）機械を常に正常な状態で使用できるよう、随時又は定期的に点検・調整を行うこと。

（2）機械が故障した場合は、速やかに修理に着手し、正常な状態に回復させること。

6 消耗品の供給

常に良質な複写サービスの供給ができるよう用紙を除く複写サービスに必要な消耗品を円滑に供給・交換すること。

7 搬入・設置

- (1) 複写機の搬入・設置を行う日時については、綿密に公社と調整し、契約期間開始日までに搬入・設置を完了すること。
- (2) 複写機及び複写機を機能するための周辺機器の業務場所（移動を含む）については、公社の指示によること。また、その機器は仕様に含まれる。
- (3) 複写機の搬入・設置に要する費用は乙の負担とし、梱包材等不要なものは、乙が回収すること。

8 初期設定

- (1) パソコン 12 台程度のプリンター、スキャナーのドライバー設定を行うこと。
- (2) ファックスの短縮登録を行うこと。

9 撤去・データ消去

- (1) 契約期間終了後 2 か月以内に複写機の撤去作業を行うこと。
- (2) 上記(1)において、データを電磁的記録媒体に蓄積する機能を有する複写機の場合は、公社職員の立会いの下、蓄積したすべてのデータを利用不能かつ復元が困難な状態に抹消する作業を実施すること。なお、末梢の取消し又は復元ツールで復元できる抹消作業は不可とし、作業内容について公社職員の確認を受けてから実施すること。実施後、抹消作業が完了した旨を証明する書面を公社に提出すること。
- (3) 複写機の撤去及びデータ消去に要する費用は乙の負担とする。

10 その他

- (1) 令和 9 年度以降については、公社の歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当契約を解除できるものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、公社と協議のうえ決定する。

機器仕様書（カラー複合機）

○カラー複合機（1台）

	項目	規格・性能等
	型 式	
基本仕様 (コピー機能)	カラー／モノクロ	カラー
	ウォームアップ（主電源入の場合）	30秒 以下
	ファーストコピータイム（モノクロ）	6.0秒 以下
	ファーストコピータイム（カラー）	8.0秒 以下
	連続複写速度（A4横 モノクロ）	35枚/分 以上
	連続複写速度（A4横 カラー）	35枚/分 以上
	給紙トレイ	4トレイ＋手差しトレイ
	解像度（読込・書込）	600 dpi × 600 dpi 以上
	複写倍率	縮小25%以上 ～ 拡大400%以上
	複写サイズ	最大A3サイズまで
	電子ソート（最大A3サイズのオフセット排出）	○
	自動原稿送り装置	○
	自動両面機能	○
スキャン機能	形式	カラスキャナー
	スキャンスピード（A4横 モノクロ）	35枚/分 以上
	スキャンスピード（A4横 カラー）	35枚/分 以上
	PC保存機能	○
	保存ファイル形式	PDF（高圧縮）／TIFF／JPEG
	読取サイズ	コピー機能と同等
	読取解像度	600×600dpi以上
	インターフェイス	ネットワークインターフェイス（1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T）
	対応プロトコル	TCP/IP他に対応
ファックス機能	その他	両面読取可能であること
	読取原稿・記録紙サイズ	最大A3サイズまで
	走査線密度（最高値）	16×15.4ライン/mm 以上
	伝送時間（標準画質）	3.0秒 以内
プリント機能	排出トレイ設定	ファックスによる印刷物の排出トレイを他の印刷物の排出トレイと分けること
	連続プリント速度	35枚/分 以上
	出力解像度	600dpi×600dpi 以上
	用紙サイズ	最大A3 最小A5（手差しトレイは郵便はがき）
	インターフェース	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T
	対応プロトコル	TCP/IP他に対応
その他	その他	両面印刷可能であること
	電源	AC100 V±10%、50/60 Hz共用
	最大消費電力	2.0Kw以下
	大きさ	幅600×奥行740×高さ1,300 mm以内
	機器占有面積（トレイ類を最大に伸ばした時）	幅1,200×奥行740 mm 以内
	情報セキュリティ規格	ISO/IEC15408 認証製品
	国際エネルギースター適合	○
	グリーン購入法の適合	○
	エコマーク取得	○
	新造機であること	○
	付属部品	設置に必要なケーブル類一式

機器仕様書（カラーコピー機）

○カラーコピー機（1台）

	項目	規格・性能等
	型 式	
基本仕様 (コピー機能)	カラー／モノクロ	カラー
	ウォームアップ（主電源入の場合）	30秒 以下
	ファーストコピータイム（モノクロ）	6.5秒 以下
	ファーストコピータイム（カラー）	9.0秒 以下
	連続複写速度（A4横 モノクロ）	25枚/分 以上
	連続複写速度（A4横 カラー）	25枚/分 以上
	給紙トレイ	4トレイ＋手差し
	解像度（読込・書込）	600dpi×600dpi 以上
	複写倍率	縮小25%以上 ～ 拡大400%以上
	複写サイズ	最大A3サイズまで
	電子ソート（最大A3サイズのオフセット排出）	○
	自動原稿送り装置	○
	自動両面機能	○
プリント機能	連続プリント速度	25枚/分 以上
	出力解像度	600dpi×600dpi 以上
	用紙サイズ	最大A3サイズまで
	インターフェース	ネットワークインターフェース（1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T）
	対応プロトコル	TCP/IP他に対応
	その他	両面印刷可能であること
その他	電源	AC100 V±10%、50/60 Hz共用
	最大消費電力	2.0Kw以下
	大きさ	幅600×奥行720×高さ1,100 mm 以内
	機器占有面積（トレイ類を最大に伸ばした時）	幅1,200×奥行740 mm 以内
	情報セキュリティ規格	ISO/IEC15408 認証製品
	国際エネルギースター適合	○
	グリーン購入法の適合	○
	エコマーク取得	○
	新造機であること	○
	付属部品	設置に必要なケーブル類一式